

# フランチャイズ契約を締結する前に 事業や契約内容について確認しましょう

フランチャイズ・チェーンに加盟した場合、加盟店は、本部事業者の開発した商売の方法、ノウハウを使用して営業を行うことができますが、様々なトラブルが生じやすくなっています。

## よくあるトラブル事例！ 他人事ではありません！

- ⊗ **事前に説明された売上予測の半分にも満たず、経営が続けられない**  
本部事業者が加盟店を募集する際に提示する「売上予測」、「経費予測」等と加盟後の経営実態が異なり、トラブルになることがあります。
- ⊗ **自店の商圈内に同じチェーン店が開店し、売上げが大きく減ってしまった**  
契約の中で、同一チェーン内において加盟店に一定の領域の商圈保護や地域制限（テリトリー権）がない場合は、将来近隣地域に同一チェーンの店舗が出店し競合することがあり得る可能性について考えておく必要があります。
- ⊗ **思っていたよりロイヤルティが高く、毎月赤字になってしまう**  
ロイヤルティの算定方法は、チェーンによって様々です。売上高の○%、売上総利益の○%等の場合は、売上高、売上総利益の範囲とともに、計算方法を完全に理解できるまで説明を受けましょう。
- ⊗ **店舗を開店できなかったのに、加盟金が返還されない**  
店舗候補の物件が確定する前に契約を締結し、加盟店と同趣旨の金銭の支払いが求められるケースがあります。このような契約形態の場合、店舗を開店できないにもかかわらず、金銭が返還されないなどのトラブルになることがあります。

## フランチャイズ契約を締結する前におさえておきたいポイント

- **加盟店は「独立した事業者」です**  
フランチャイズ契約は、加盟店と本部事業者がそれぞれ独立した事業者として、各々の責任において締結するものです。加盟店は、独立した事業者としての自覚を持って契約をする必要があります。
- **リスクがあることを十分に認識しましょう**  
事業が軌道に乗るまでには一定の時間がかかることが多く、立地条件や経済環境にも大きく左右されます。「すぐに利益があがる」といった楽観的な見通しは持つべきではありません。事業であるからにはリスクがあることを認識し、そのための心構えを怠ってはいけません。  
そのためには、加盟契約の前に、例えば契約を解除する場合の条件など、契約内容をよく理解し、加盟者にかかる義務や責任をきちんと確認しておくことが重要です。
- **フランチャイズ事業の内容を十分に検討しましょう**  
フランチャイズ契約は、本部事業者があらかじめ用意した事業内容を加盟店が受け入れる契約であること、契約期間が比較的長期にわたることが多いことから、加盟店が適切な情報を得た上で、その内容を十分に理解して契約することが重要です。また、事前に既存の加盟店や専門家から話を聞くことも大切です。
- **フランチャイズ事業や契約の内容について十分納得いくまで説明を受けましょう**  
フランチャイズ事業の内容や契約の内容について、十分理解し納得ができるまで、本部事業者から説明を受けることが重要です。加盟契約を結んでしまってから、事前に十分説明を受けていなかった、本部事業者を信用して契約をした、といったトラブル相談が見受けられます。どんな小さな疑問でも必ず本部事業者に質問し、理解するよう努めてください。

# フランチャイズ契約を締結する前に 本部事業者から提供される情報をしっかり精査しましょう

フランチャイズ契約は、本部事業者があらかじめ用意した内容を加盟店が受け入れる契約であり、契約期間が長期にわたることが多いため、加盟店が適切な情報を得た上で内容をよく理解して契約することが重要です。

## 📋 中小小売商業振興法に基づく情報の開示

中小小売商業振興法では、同法の対象とする特定連鎖化事業（いわゆる小売・飲食のフランチャイズ・チェーン）について、**本部事業者の事業概要や契約の主な内容等についての情報を、チェーンに加盟しようとする方に対して契約締結前に書面を交付し、説明することを義務付けています。**

契約の前に、最低でもこれらの全項目について十分に納得のいくまで本部事業者から説明を受けてください。

### 【中小小売商業振興法で定めている主な事前開示項目】

- 本部事業者の概要（株主、子会社、財務状況、店舗数の推移、訴訟件数等）
- 契約内容のうち加盟者に特別な義務を課すもの等、加盟者にとって重要な事項
  - ・テリトリー権の有無
  - ・競業禁止義務、守秘義務の有無
  - ・加盟金、ロイヤルティの計算方法など金銭に関する事
  - ・商品、原材料などの取引条件に関する事
  - ・契約期間、更新条件、契約解除等に関する事      など

## 📋 独占禁止法に基づく情報の開示

公正取引委員会では、独占禁止法に基づき「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方」（以下「フランチャイズ・ガイドライン」という）を公表し、契約前に開示することが望ましい項目を示しています。このフランチャイズ・ガイドラインは、小売・飲食のみならずすべての業種のフランチャイズ・チェーンに関して適用されます。

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/franchise.html>

## 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会でも フランチャイズ契約に関する情報を提供しています

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会（JFA）会員各社は、中小小売商業振興法及び独占禁止法の「フランチャイズ・ガイドライン」に基づいて、「フランチャイズ契約の要点と概説」を作成しています。また、JFA独自の自主基準を定め、会員による加盟希望者とのフランチャイズ契約の締結にあたっては、7日間以上の熟慮期間を確保することとしています。

<https://www.jfa-fc.or.jp/>

フランチャイズ全般に対する問い合わせ・相談  
JFAフランチャイズ相談センター 03-6402-3155

より詳しい情報を知りたい方はこちらをご覧ください

フランチャイズ事業を始めるにあたって（パンフレット）（経済産業省中小企業庁HP）

<https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2021/download/r3fy-FC-all.pdf>

